

## 東京都における「土砂災害警戒区域等に関する基礎調査」について

### 1 概要

東京都は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第4条における基本方針に基づき、土砂災害（特別）警戒区域について、概ね5年ごとに基礎調査を行うことになっている。

この度、大田区内の土砂災害（特別）警戒区域について、平成29年度に行われた基礎調査から概ね5年経過したため、東京都が二巡目の基礎調査を実施する。

### 2 調査範囲

- ・現在指定されている土砂災害（特別）警戒区域。
- ・公道からの目視調査により新規指定の可能性のある箇所。

### 3 調査内容

- ・許可を得て住宅等の敷地内に立ち入り、斜面の変状等を目視確認。
- ・計測棒を使用した簡易測量。
- ・立ち入りできない場合は、外部から可能な範囲で目視調査。

### 4 調査期間

令和5年9月から令和6年9月（予定）

### 5 土砂災害（特別）警戒区域の再指定の時期

令和7年度（予定）

### 6 大田区の対応

調査状況について東京都と情報交換を行い、新規に土砂災害（特別）警戒区域に指定される箇所について住民説明会等が必要となった場合は、協力して対応する。